

東京都中央卸売市場世田谷市場青果物仲卸業者募集要項

世田谷市場青果物仲卸業者の募集については、東京都中央卸売市場条例及び同施行規則に基づくほか、この要項による。

1 市場の名称及び位置

東京都中央卸売市場世田谷市場
東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号

2 募集人員 若干名

3 対象施設（位置は別図を参照）

(1) 店舗名

- ① 中央棟仲卸業者売場 9号店舗
- ② 中央棟仲卸業者売場 11号店舗
- ③ 中央棟仲卸業者売場 12号店舗
- ④ 中央棟仲卸業者売場 19号店舗
- ⑤ 中央棟仲卸業者売場 20号店舗

(2) 面積及び月額使用料（1店舗あたり）

施設名	面積	適用使用料	月額使用料（税込）
仲卸売場（1階）	32.5㎡	仲卸業者売場	71,175円
事務室（2階）	30.1㎡	事務室ア	67,785円
室外機置場（2階）	0.6㎡	その他	119円
合 計			139,079円

*使用にあたっては、売場・事務所及びその他（室外機置場）は同時に使用していただきます。ただし室外機置場は、面積及び設置場所に応じた使用料になります。

*市場施設の使用を開始する前に保証金556,000円を都に預託していただきます。（月額使用料の4倍。ただし、1,000円未満切り捨て）

4 募集受付

応募者は、（別紙1）世田谷市場青果物仲卸業者応募用紙に、（別紙2）申込書に添付する書類に掲げる書類を添付して提出してください。

申込書様式は東京都事務室にて配布するほか、東京都中央卸売市場ホームページにも掲載しています。

(1) 受付期間

令和7年5月1日（木曜日）から令和7年5月14日（水曜日）まで
（ただし土日祝日を除く平日）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場
南棟7階東京都事務室

5 提出時の注意事項

郵送その他配送による申込は不可とします。また、提出書類については、合否にかかわらず返却いたしません。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人である場合

- ア 過去1年間の売上高が5億円以上の者若しくは許可後1年間で5億円以上の売上高が見込まれる者
- イ 許可後6ヶ月以内に法人化に努めることを誓約できる者
- ウ 業務資金を500万円以上有していること
- エ 青果物の市場取引業務に5年以上の経験を有していること

(2) 応募者が法人である場合

- ア 過去1年間の売上高が5億円以上の者若しくは許可後1年間で5億円以上の売上高が見込まれる者
- イ 業務資金を500万円以上有し、資本金が500万円以上であること。ただし、現に東京都中央卸売市場の法人仲卸業者であって、出店を希望する者は、資本金（出資金）1,000万円以上を有し、かつ、前年中の買受金額が青果物仲卸業者の買受金額の平均額以上であること。
- ウ 法人の代表者が、青果物の市場取引業務に5年以上の経験を有していること

7 欠格条項

応募者（法人の場合は、その業務を執行する役員）が次に掲げる事項に該当するときは応募できません。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- ウ 中央卸売市場の市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
- エ 暴力団員等である者
- オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用して

いるとき

カ その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき

※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第6号に規定する暴力団員

8 選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

(1) 書類審査

応募時の提出書類

(2) 面接

市場関係法規・商品知識・経営状況・経営姿勢・将来性・市場に対する理解度・協調性等について、口述式により行います。

9 面接日時及び場所（予定）

(1) 日 時 令和7年5月下旬頃、書面にて通知します。

(2) 場 所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場内
東京都第2会議室（南棟7階）

10 選考結果

応募者への可否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

11 許可の内定

この選考により合格した者は、仲卸業者として内定したものとします。

なお、条例に基づく市場施設の使用の許可の手続きは、業務開始時までにあらかじめ行います。

ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき並びに誓約書に違反したときは、許可の内定を取消し、又は許可をしないことがあります。

12 応募希望者説明会

次のとおり説明会を2回実施します。説明会では募集対象店舗の見学を実施します。応募を予定している方は、必ず説明会にご出席ください。

(1) 日 時 第1回 令和7年4月16日（水曜日） 午後1時から
第2回 令和7年4月30日（水曜日） 午後1時から

(2) 場 所 東京都中央卸売市場世田谷市場内
東京都第1会議室（南棟7階）

1 3 問い合わせ先

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場
電話 (03) 3417-0131~2

(別紙1)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏名(フリガナ)又は名称

印

世田谷市場青果物仲卸業者応募について

東京都中央卸売市場世田谷市場青果物仲卸業者募集要項に基づき、関係書類を添えて、応募いたします。

なお、店舗等については、_____区画の使用を希望いたします。

区画番号 _____

仲卸業者応募について添付する書類

(※印は所定の様式を使用すること)

1. 応募者が個人である場合

- ※ア. 履歴書 (別記第2号様式)
- ※イ. 資産調書 (別記第6号様式)
 - ウ. 住民票の写し
 - エ. 区市町村長の発行する身分証明書
 - オ. 印鑑証明書
- ※カ. 当該事業開始の日以降2年間における事業計画書 (別記第7号様式)
- ※キ. 東京都中央卸売市場条例第43条第4項第2号及び第6号から第9号まで (ただし、同項第7号を除く。)に掲げる事項に該当していないことを誓約する書面 (別紙様式)
 - ク. 申請者の写真2枚 (正面向き、上半身、脱帽、名刺型)
 - ケ. 直近年の個人事業税納税証明書
 - コ. 業務資金を500万円以上有していることを証明する書類
 - サ. 直近年の所得税の確定申告書 (写)
 - シ. 許可後6ヶ月以内に法人化に努めることを誓約する書面

2. 応募者が法人である場合

- ア. 定款又は規約
- イ. 登記事項証明書
- ウ. 貸借対照表
- エ. 損益計算書
- ※オ. 当該事業年度開始の日以降2年間における事業計画書 (別記第7号様式)
- ※カ. 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 (別記第9号様式)
- ※キ. 役員名簿 (別記第10号様式)
 - ク. 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書
- ※ケ. 当該法人の代表者の履歴書 (別記第2号様式)
 - コ. 当該法人の代表者の写真2枚 (正面向き、上半身、脱帽、名刺型)
 - サ. 当該法人の代表者印の印鑑証明書
- ※シ. 東京都中央卸売市場条例第43条第4項第2号及び第6号から第9号までに掲げる事項に該当しないことを誓約する書面 (別記様式)
 - ス. 直近年度の法人事業税の納税証明書 (写)
 - セ. 業務資金を500万円以上有していることを証明する書類